

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年10月28日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 本館3階 第1会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏		

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員 7番 河野 博子

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第57号 農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について
- 第5 議案第58号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第59号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第60号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第61号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第62号 農地移動適正化あっせんを行うについて
- 第10 議案第63号 非農地証明願の承認について
- 第11 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 8番 山下 栄 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、10月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、10月の諸報告をさせていただきます。 7日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 11日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 19日、4・5条現地調査検討会、第3小委員会を開催しました。 24日、尾鈴農業公社理事会・総会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 24日・25日の日程で、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が福岡市で開催されました。 27日、川南町立地適正化計画策定委員会が第5会議室にて開催され、会長が出席されました。 同じく27日、人・農地問題解決研修が県企業局にて開催され、森 信幸委員が出席されました。 本日、10月定例総会であります。 総会終了後、午前11時から認定審査会が第3会議室にて開催されますので、会長と副会長は御出席をお願いいたします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	8番	議長、8番。 10月7日、午前9時より18番委員と役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
報告 あっせん会 55号1番	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
	2番	議長、2番。 10月11日、午後1時30分より18番委員と役場第3会議室であっせん会を開催しました。 10アールあたり50万円で、30アールを少しきりますが総体で150万円で成立しました。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	(異議なしの声) 諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、8番 山下 栄委員、9番 杉尾 英敏委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思っておりますが、御異議はありますか。
	議長	(異議なしの声) 本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第57号 買受適格	議長	【日程第4】議案第57号 「農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第57号 「農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本案件は、競売になっている農地に対する買受適格証明願 が提出されたものでございます。申請件数は、1件でござい ます。 買受しようとする農地等の所在、地番、地目及び地積並びに 買受予定人の住所、氏名及び経営面積は、別紙記載のとおり でございます。 御審議の上、競売の参加について、買受適格者であるか否 かについて、御決定を頂きますようよろしくお願い申し上げます。 尚、承認をいただいた場合は、付帯事項に基づき事務処理 をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 買受予定人は、町内で薬木の生産を行っています。昨年の 9月に今回の申請地の近くの農地を落札し、購入されまし た。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第58号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第58号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第58号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人と渡人は兄弟です。渡人がお兄さんで高齢になったため管理が難しくなってきたので、受人に贈与するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 次に、2号。
2号 補足説明	17番	議長、17番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人は高齢になったために家族からも手放すように言われ、売買することになったそうです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 ここで、8番委員の入室を許可します。 < 8番委員入室 > 次に、3号。
3号 補足説明	16番	議長、16番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。長い間耕作されずにいた農地になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第59号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第59号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第59号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 10月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、2号についてはすでにロール等が置いてありましたので始末書条件で、3号、4号は許可相当、5号はすでに砂利がひいている、6号は既存の建物が農地にはみ出していますので始末書条件で許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
1号 補足説明	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。牛舎のすぐ前の農地で息子さんが牛をされていて、昨年、田を購入され、初めてWCSを植えて収穫をし、そのロールを置いてしまったということです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、不許可の例外と考えられます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	15番	議長、15番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。親子の贈与です。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	15番	議長、15番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。宅地としての売買です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	9番	議長、9番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前、農振除外の申請の際に行ったところで、現在、進入する際の進入路の幅員が狭くて大型車が通りにくい状態ということと工場内の空いているところに職員が駐車しているので新たに進入路と駐車場を作るものです。申請地の農地区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	15番	議長、15番。 5号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。今年の6月に許可がでた農地の隣で間違っって今回の農地まで砂利をひいてしまったそうです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	7番	議長、7番。 6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第60号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第60号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第60号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるも のでございます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせん会で成立した特例事業 の買い戻しになります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。 ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 次に、2号。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせん会で成立した特例事業の一時貸付後の売買になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長 議長	<p>議長 2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 ここで、8番委員の入室を許可します。 < 8番委員入室 > 次に、3号。</p>
3号 補足説明	2番	<p>議長、2番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。今月のあっせん会で成立したものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長 議長	<p>議長 3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第61号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第61号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第61号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、10件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 ここで、15番委員の退室を求めます。 < 15番委員退室 > 1号。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 ここで、15番委員の入室を許可します。 < 15番委員が議長 > 次に、2号。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	5番	議長、5番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	14番	議長、14番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	14番	議長、14番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。6号、7号と隣接している農地で、中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	14番	議長、14番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	14番	議長、14番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	17番	議長、17番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	12番	議長、12番。 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 ここで、11番委員の退室を求めます。 ＜ 11番委員退室 ＞

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、10号。
10号 補足説明	2番	<p>議長、2番。 10号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。今月のあっせん会で成立した特例事業の一時貸付になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長 議長	<p>10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 ここで、11番委員の入室を許可します。 < 11番委員入室 ></p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第62号 あっせん	議長	【日程第 9】 議案第62号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第62号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、1件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 ここで、16番委員の退室を求めます。 ＜ 16番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。 ここで、16番委員の入室を許可します。 ＜ 16番委員入室 ＞

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	あっせん委員の指名を行います。 ※ 行事予定の配布後、あっせん委員の指名。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第63号 非農地証明	議長	【日程第10】 議案第63号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第63号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 現地調査検討会の報告を行います。 10月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行い、許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。石が多くて10年以上耕作をしていないとのことでした。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 今月は、「合意解約」の届け出はありませんでした。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「11月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「11月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和4年10月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 10月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

8番

9番